

品川区建築審査会運営規定

制定 昭和62年3月11日 品川区建築審査会決定

改正 平成6年12月14日

改正 令和2年 7月10日

改正 令和3年 1月 7日

(趣旨)

第1条 この規定は、品川区建築審査会条例(昭和58年品川区条例第18号。以下「条例」という。)第12条の規定に基づき、品川区建築審査会(以下「審査会」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(招集の通知)

第2条 会長は、条例第4条第2項の規定に基づき委員に招集の通知をする場合には、あわせて、当該議事に関係のある専門調査員に通知するものとする。

2 委員または専門調査員は、前項の招集の通知をうけた場合において、出席できないときは、あらかじめ、その旨を会長に申し出なければならない。

(会議録の作成)

第3条 審査会は、会議の概要を記した会議録を作成し、備えなければならない。

2 会議録が事実と相違ないことを証するため、議長および議長が指名する委員1名が署名する。

(会議録の保管)

第4条 会長は、会議録を書記(都市環境部住宅課長)に保管させる。

(専門調査員の事前調査)

第5条 専門調査員は、次の各号に掲げる事項について会長が必要であると認めるときは、審査会の開催日前に調査するものとする。

(1) 審査請求の形式要件等の事前審査

(2) 同意案件の現場調査

(関係者の退席)

第6条 会長は、審査請求事件の裁決に係る議事について、当該事件の処分庁の担当職員たる書記を退席させることができる。

(公文書の公開)

第7条 審査会の保有する公文書の公開に関しては、品川区情報公開条例(平成9年品川区条例第25号)に定めるもののほか、別に定める。

(文書の取扱い)

第8条 文書の收受、発送、処理および保存に関しては、品川区文書取扱規定(昭和40年品川区訓令甲第26号)の定める例による。

(委任)

第9条 この規定に定めるもののほか審査会の運営について必要な事項は、会長が定める。

(書面による議事)

第10条 会長は、緊急の必要があると認める場合で審査会を招集する余裕がない場合、
その他やむを得ない事由のある場合においては、審議資料を委員に配布してその賛否を
問い、その結果をもって審査会の開催ならびに議決にかえることができる。